

鳥取県告示第327号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ヘルパーステーションわのわ	倉吉市福庭町一丁目365-2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成21年5月1日